

2020年3月6日

秋田県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）」 の取扱い開始について

秋田信用金庫（理事長 平野 敬悦）は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い新設された秋田県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）」の取扱いを開始いたします。

当金庫では本件制度融資の他、2月12日（水）より当金庫独自の緊急融資商品の取扱いを開始しており、引き続き新型コロナウイルス（新型コロナウイルス感染症）感染拡大により、直接または間接的に影響を受けられた中小事業者の皆様の経営の安定に資する相談対応や金融支援に努めてまいります。

記

【制度融資の概要】

名 称	経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）
ご融資対象者	次の要件を満たす中小企業者 ○直近3か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少していること。 ※受注高又は売上高について、当該直近3か月間の実績が確定していないときは、直近1か月間の実績とその後の2か月を含む3か月間又は直近2か月間の実績とその翌月を含む3か月間の見込みとすることができる。
お使いみち	運転資金・設備資金
ご融資金額	5,000万円（経営安定資金通常枠8,000万円とは別枠）
ご融資期間	10年以内（据置2年以内）
ご融資利率	年1.35%（セーフティネット保証4号※1認定の場合は1.15%）
信用保証料	年0.35～1.40% （セーフティネット保証4号※1認定の場合は0.68%、5号※2認定の場合は0.56%）
保証人	①法人の方：代表者1名 ②個人事業主の方：原則不要

News Release

※1 セーフティネット保証4号：突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している方

原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※2 セーフティネット保証5号：全国的に業況の悪化している業種に属する方

指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少しているもの。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

秋田信用金庫 業務部

フリーダイヤル 0120-345-112